

企業向け

申請をすればもらえる（給付）

※国の補正予算成立後に申請が開始されます。

持続化給付金

対象

2020年1月～12月のいずれかの月の売上が
昨年同月比50%以上減少している事業者

給付上限額

個人事業主

最大 **100** 万円
以内

法人

最大 **200** 万円
以内

※売上減少分の計算をし、昨年1年間の売上からの減少分が上限となります。

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）-（前年同月比▲50%月の売り上げ×12ヶ月）

※別紙にて簡単な計算例を作成したので、参考にしてください。

申請から受け取りまでの流れ



※申請に必要な事項の詳細は、
持続化給付金申請要領（速報板）が発表されましたので、そちらをご確認ください。
申請方法は、持続化給付金の申請用HPが補正予算成立後に公表されます。

お問い合わせ・相談のための専門ダイヤル

山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル

電話番号 055-223-1321

受付時間 平日・休日 8:30～19:00

■売り上げ減少分の計算方法

$$\text{①前年の総売上（事業収入）} - \text{②前年同月比から 50\% 減少した月の売上} \times 12\text{ヶ月} = \text{③給付金上限額}$$

例えば・・・前年の総売上が400万円だった場合

①前年の総売上（事業収入） = **400万円**

②前年同月比から 50% 減少した月の売上 × 12ヶ月

昨年 平成 31 年 1 月～4 月

月	1月	2月	3月	4月
月別売上	40万円	30万円	30万円	40万円

今年 令和 2 年 1 月～4 月

月	1月	2月	3月	4月
月別売上	40万円	30万円	30万円	20万円

50%減少

昨年に比べて 50% 減少した月の売上は **20万円** となるので

② = (20万円 × 12ヶ月) **240万円**

$$\text{① 400万円} - \text{② 240万円} = \text{③ 160万円}$$

③が160万円なので

法人の上限 200万円

支給額 160万円

個人事業主の上限 100万円

支給額 100万円

※申請に必要な事項の詳細は、持続化給付金申請要領（速報版）が発表されましたので、そちらをご確認ください。
 ※申請方法は、持続化給付金の申請用 HP が補正予算成立後に公表されます。

お問い合わせ・相談のための専門ダイヤル

山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル

電話番号 055-223-1321

受付時間 平日・休日 8:30～19:00